

バイオマス発電燃料の持続可能性に関する 確認内容・確認手段について（3）

令和元年10月
資源エネルギー庁

本日御議論いただく論点

- まず、持続可能性の確認内容・確認手段に関するこれまでの検討で残された論点として、

①GHGの排出削減について（環境）

②サプライチェーン上の各主体の法令遵守の確認について（ガバナンス）

③日本国内（特に発電事業者）における分別管理の確認について（ガバナンス）

④認証審査の第三者性の担保について（確認の主体）

について御議論いただきたい。

- その上で、検討してきた内容を制度として具体化させていくための論点として、

○具体的にどの第三者認証を、FIT制度が求める持続可能性を確認できるものとして認めるか

について御議論いただきたい。

- 本WGの検討の全体像として、「環境」・「社会・労働」・「ガバナンス」・「食料競合」について、その内容を専門的・技術的に検討する。
- その際、こうしたアジェンダの確認手段として、確認の対象・確認の主体・確認の時期の観点から検討する。

I. 確認内容

<環境>

- 地球環境への影響
⇒ 温室効果ガス（GHG）の排出の影響
- 地域環境への影響
⇒ 現地国における泥炭地の乱開発防止等の確保

<社会・労働>

- 社会への影響・労働の評価
⇒ 農園の土地に関する適切な権原や労働環境等の確保

<ガバナンス>

- 法令の遵守
⇒ 現地法及び国内法の遵守（検疫・遺伝子組換え等）
- 情報公開
⇒ 責任ある燃料使用者として公開すべき情報の内容・範囲

<食料競合>

- 食料競合の防止
⇒ 食用・家畜等の飼料用となりうる燃料の取扱い

II. 確認手段

<持続可能性の確認手段>

- 確認の対象
⇒ 燃料の特性、事業段階（未稼働／既稼働）に応じて、どこまで（サプライチェーンの段階含む）確認を行うか
- 確認の主体
⇒ 国か、第三者認証か
- 確認の時期
⇒ どのように事業期間を通じた継続的な確認を行うか

(参考) 業界団体からの要望のあった新規燃料について

- 2018年度の調達価格等算定委員会では、以下の表に掲げる燃料について、業界団体からFIT制度の対象とするよう要望があった。(この他にも潜在的には使用ニーズがある燃料が存在)

調達価格等算定委員会意見
(2019年1月9日)より抜粋

	一般木材等バイオマス 【24円/入札制】	バイオマス液体燃料 【入札制】	未利用材 【40円/32円】	建設資材 廃棄物 【13円】	一般廃棄物 その他バイオ 【17円】	メタン発酵 ガス発電 【39円】
主産物	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般木材</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ネピアグラス</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ソルガム</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ジャトロファ種子</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">パーム油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">キャノーラ油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">大豆油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">落花生油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ヒマワリ油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">PAO</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">未利用材</div>	—	—	—
副産物	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">PKS</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">EFB</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ココナッツ殻</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">くるみ殻</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ピスタチオ・アーモンド殻</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">パームトランク</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ひまわり種殻</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ベンコワン種子</div>		—	—	—	
廃棄物	—	—	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設資材 廃棄物</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下水汚泥</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般廃棄物</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家畜糞尿</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下水汚泥 (ガス化)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">食品残さ (ガス化)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家畜糞尿 (ガス化)</div>

1. 残された論点

(1) GHGの排出削減について

(2) サプライチェーン上の各主体の法令遵守の確認について

(3) 日本国内（特に発電事業者）における分別管理の確認について

(4) 認証審査の第三者性の担保について

2. FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について

GHGの排出削減について（案）

<これまでの本WGにおける議論>

- 第1回WGでライフサイクルGHGの試算値が事務局から提示されて以降、複数回にわたる審議の中で、ライフサイクルGHGの試算値が大きい燃料を中心に、GHGの排出削減に向けて、慎重な検討が必要との意見が示されている。
- また、ライフサイクルGHG排出量を、事業毎におかれた状況に即して個別かつ正確に把握することは難しいものの、排出量の多寡やその確からしさに重点があるわけではなく、一定の試算等の評価に基づき、影響の大きい因子の分析ができるようになることは、排出削減に向けて重要であるとの意見があった。
- こうした意見を踏まえ、
 - 特に影響の大きい因子である土地利用変化について、改善努力を促すため、一定の制限が係っていることを確認することを、第三者認証に求めることがまとまった。
 - さらに、土地利用変化以外にも、例えば加工プロセスにおけるメタンガスを回収する方法として処理設備を設置する取組など、現行RSPOが具体的に確認し行動を求めている項目以外にも、排出削減に向けた取組がなされることが事業者に期待されるということを確認した。

<今後の方向性（案）>

- GHGの排出について、個別事業の特性に即して、ライフサイクルGHG排出量及びその排出の要因を事業者自らが意識し、事業者による排出削減の取組を可能な限り促す仕組みとしていくことは重要である。現行RSPOにおいては、その排出の影響が大きく、個別事業によって排出量の分散が大きいとされる栽培工程及び加工工程に関し、GHG排出削減計画の策定・実施を求めている。
- こうしたことを踏まえ、これまでの本WGにおける議論に加えて、第三者認証において、栽培工程及び加工工程に係るGHG排出削減計画が策定され、排出量を最小限度に留めるよう実施されていることを確認することを求めている。この計画の中で、加工プロセスにおけるメタンガスを回収する処理設備を設置する取組が実施されることも期待できるのではないか。

1. 残された論点

- (1) GHGの排出削減について
- (2) サプライチェーン上の各主体の法令遵守の確認について**
- (3) 日本国内（特に発電事業者）における分別管理の確認について
- (4) 認証審査の第三者性の担保について

2. FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について

<これまでの本WGにおける議論>

- サプライチェーン上の各主体の法令遵守については、これまでのWGにおいて、
 - 発電事業者自身に対して法令遵守を求めだけでなく、バイオマス発電については、その調達燃料に関わる全ての事業者の法令遵守を求める方向性を確認した。
 - 他方、本WGにおける検討水準のベースとすることとしたRSPOでは、P&C認証を取得する主体（農園及び搾油工場）では法令遵守等の確認を行っているものの、それ以外のSC認証を取得する主体（倉庫等）については、法令遵守等の確認を行っていないことを確認した。
- こうした中で、委員から、P&C認証を取得せず、法令遵守を確認しないSC認証のみを取得することとなるサプライチェーン上の各主体の法令遵守について、どのように確保することが適切か、という問題提起があった。

<今後の方向性（案）>

- サプライチェーン上の全ての事業者の法令遵守を求めるとの方向性を厳格に徹底するため、P&C認証を取得せず、法令遵守を確認しないSC認証のみを取得することとなる各主体の法令遵守については、発電事業者が各主体が法令違反等を行ったことを知った場合に、直ちに経済産業省にその状況を報告することによって、第三者認証による確認を代替することとしてはどうか。（ただし、サプライチェーン上の全事業者の法令遵守を確認する第三者認証であれば、こうした報告は不要。）
- なお、サプライチェーン上のある主体が法令違反等が確認された場合、発電事業者は、経済産業省に報告するだけでなく、当該主体に対して改善を指導する等により法令遵守を促し、仮に改善が見込まれず法令違反が継続する場合には、すべての主体が法令遵守するようサプライチェーンを再構築することを求めているかどうか。

1. 残された論点

- (1) GHGの排出削減について
- (2) サプライチェーン上の各主体の法令遵守の確認について
- (3) 日本国内（特に発電事業者）における分別管理の確認について**
- (4) 認証審査の第三者性の担保について

2. FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について

＜これまでの本WGにおける議論＞

- 第4回WGにおいて、サプライチェーン上の認証燃料の**分別管理を徹底**するため、**原産国内だけでなく、日本国内、例えば発電業者に、SC認証取得を求め**るべきではないかとの意見があった。

＜現行制度の取扱い＞

- 木質バイオマスについては、認定時に、森林認証及びCoC認証を活用し合法性・持続可能性の証明を行っている。具体的には、**発電事業者が、調達した木質バイオマス燃料が全て認証林由来のものであると識別できる、調達量に見合った証明を受け取ることをもって要件を満たすもの**としており、**発電事業者自身に対して、森林認証の分別管理ができる主体としての認証取得を求めている**。
- **パーム油についても、木質バイオマスに倣って、認定時に、RSPO認証を活用しサプライチェーンにおける持続可能性の証明を行うこととしている**。具体的には、**発電事業者が自ら燃料を調達する場合にはSC認証を取得することを求めているが、商社等の燃料調達事業者を経由して調達する場合には、SC認証を取得している燃料調達事業者から、発電事業者が、調達した油が全て認証油由来のものであると識別ができる、調達量に見合った証明を受け取ることをもって要件を満たすもの**としており、**この際には発電事業者自身に対してSC認証の取得を求めている**。
- 持続可能性の担保を徹底する観点から、発電事業者においてもSC認証を取得する等の対応を行うこともあり得るが、**国内で稼働する発電所は通例としてFIT制度を活用していることから、国内で使用される全ての燃料が認証油で調達されることとなるため、虚偽がない限りは分別管理は不要**である。さらに、**日本国内の発電事業者が国内の各法令を遵守することは当然の義務**であり、実際の現行制度においても、これまで木質バイオマス等の持続可能性認証では、特段の問題は発生していない。

＜今後の方向性（案）＞

- こうした点を踏まえた上でも、**より厳格な対応を発電事業者に求める**ために、**発電事業者がSC認証を取得していない場合には、使用した認証燃料量の公開に関し虚偽の報告を行いくくなるよう、発電所で使用した認証燃料固有の識別番号を、発電事業者のウェブサイト等で情報公開**することとしてはどうか。

- 透明性の担保の観点から、以下の事項について発電事業者のウェブサイト等で情報公開することを求めていますか。
 - 使用しているバイオマス燃料の持続可能性を担保している第三者認証スキームの名称
 - 発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号
- ※ 発電事業者がSC認証を自主的に取得した場合は、発電所で使用した認証燃料固有の識別番号を発電事業者のウェブサイト等で情報公開する必要は無い。

- RSPO認証においては、発電事業者等への納入時に、納品書に①納品日②サプライチェーンモデル③販売数量④認証番号⑤固有の識別番号を記載することで、燃料がRSPO認証を受けていることを担保している。

XYZ 株式会社
〒XXX-XXXX
東京都港区新橋XX-XXXX

御中
販売先会社名称・住所

納品書

納品：No.000387XXXXX
発行日：2018/6/10

ご担当： □□ 様

文書の発行日

件名：5月納品分請求書

ABC株式会社
〒100-8931
東京都中央区霞が関XX-X

販売者の名称・住所

下記のとおりに納品致します。

合計金額 XXXXX (税込)

TEL： 03-XXXX-XXXXX
E-Mail： XX@ABCcompany.com
FAX： 03-XXXX-XXXX
担当： ○○

No.	納品日	摘要	数量	単価	金額	備考
1	2018/5/10	パームステアリン RSPO-SG	2000 t	XXX	XXXXXXX	RSPO-SC(XXXXXX), Lot.19567XXXX
	納品日	サプライチェーンモデル IP/SG/MB	販売数量	認証番号(例) 認証機関によって形式が異なります		固有の識別番号

小計 XXXXX
消費税 XXXXX
合計金額 XXXXX

支払条件： 月末締め翌月末払い

1. 残された論点

- (1) GHGの排出削減について
- (2) サプライチェーン上の各主体の法令遵守の確認について
- (3) 日本国内（特に発電事業者）における分別管理の確認について
- (4) 認証審査の第三者性の担保について**

2. FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について

認証審査の第三者性の担保について（案）

<これまでの本WGにおける議論>

- 第4回WGにおいて、認証スキームの中で、認証審査の第三者性の担保という視点について、検討するべきとの意見があった。

<RSPOを含む関係認証制度における取扱>

- これまで比較を行ってきた認証スキームについて、第三者性をどのように確保しているかを調査したところ、いずれのスキームも、認証審査に対して最低限の第三者性を確保する手段として、
 - 認証機関は、スキーム運営組織（RSPO等）とは独立した異なる組織が認定され、
 - 当該機関が、認証取得を目指す事業者が基準を満たすかどうかの審査を実施し、
 - スキーム運営組織等が、当該機関による審査の監査を実施していることが確認された。

<今後の方向性（案）>

- こうした中で、RSPOによる第三者性の担保方法をベースに、各認証スキームの第三者性を以下の観点から確認することとしてはどうか。
 - ① 認証機関の認定プロセス
認証機関の認定を、認証スキームを運営している組織自身ではなく、別の機関が認定していること
 - ② 認証付与の最終意思決定機関
最終意思決定機関が、認証スキームを運営している組織ではないこと

第三者認証における規定（認証審査の第三者性）

	RSPO	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
認証機関の認定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関 (Certification Body) は認定機関 (Accreditation Body) により認定される。 ■ 認定機関はASI (Assurance Services International)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関は認定機関により認定される。 ■ 認定機関はASI。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関は、所管の国家的機関によって承認されるか、ISO/IEC 17065 (製品認証機関の認定) に基づき認定された機関である。 ■ ISO IEC 17065 に基づく認定は、IAF (国際認定フォーラム) メンバーか、認定のための欧州協力機構 (European co-operation for Accreditation) と二者協定を結んだ認定機関により行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関は、品質管理システム及び環境管理システムのための国家認定委員会 (KAN) に認定され、ISPO委員会 (ISPO Commission) の承認を受けた独立機関である。 <p>(注) KANはIAFメンバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関はStandards Malaysiaにより認定される。 <p>Standards Malaysiaの認定システムはMS ISO/IEC 17021等の信頼できる国際基準に準拠しており、提供される認定サービスが公平で差別的でなく信頼できるものであることを保証している。</p> <p>(注) Standards MalaysiaはIAFメンバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関は、ISO17065に基づき認定機関により認定される。 <p>認定機関は、European Accreditation (EA) の他者間協定のメンバー、もしくはIAFメンバーである。</p>
認証付与の最終意思決定者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) を行い監査報告書を作成し独立した審査官 (peer reviewer) に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が評価 (evaluate) を行い、評価報告書を、評価プロセスに関わっていなかった他の監査官に送る。評価報告書を受けた監査官は審査 (review) を行い、審査報告書と評価報告書を併せて認証決定機関 (Certification Decision Entity) に提出する。認証決定機関が認証を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) を行い、その結論に基づき認証を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ISPO委員会の事務局が認証機関による監査 (audit) の結果報告書の検証を実施する。その後、監査報告書はISPO評価チーム (ISPO Assessment Team) に送られ、同チームが報告書を評価 (assess) する。ISPO評価チームがISPO委員会に対し、認証付与の進言を行い、ISPO委員会が認証付与を承認する。その結果をもって、認証機関がISPO認証を発行する。証書には認証機関の長が署名し、ISPO委員会の長がこれを承認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) 報告書をMPOBに提出し、MPOBがこれを審査 (review) する。審査を踏まえて認証機関が最終報告書を作成し、認証機関の認証パネル (certification panel) に提出し、認証付与の判断を仰ぐ。認証機関がMPOBに認証付与を許可した旨を通知する。認証機関が認証を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) を実施後、監査プロセスに関わっていなかった認証機関メンバーが技術審査 (review) を行う。その後、監査を行ったメンバーが認証付与の決定を下す。

(出所)

RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト (<https://rspo.org/certification/bodies>)

RSB「RSB requirements for accreditation bodies」(2018年)

RSB「RSB Procedure for Certification Bodies and Auditors」(2018年)

RSBウェブサイト (<https://rsb.org/certification/auditors-and-assurance/>)

ISCC「ISCC 201 System Basics」(2016年)

ISCC「ISCC 251-02 General Terms of Certification」(2014年)

ISPO「Regulation of the Minister of Agriculture of the Republic of Indonesia, 11/Permentan/OT.140/3/2015 Annex I: Sustainable Palm Oil Certification System」(2015年)

MPOB「MSPO Certification Scheme」(2013年)

GGL「Green Gold Label Certification Regulation」(2019年)

1. 残された論点

- (1) GHGの排出削減について
- (2) サプライチェーン上の各主体の法令遵守の確認について
- (3) 日本国内（特に発電事業者）における分別管理の確認について
- (4) 認証審査の第三者性の担保について

2. **FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について**

- これまでのWGにおける議論を踏まえ、FIT制度の下で持続可能性を確認するためのスキームとして認められる第三者認証について、評価基準と、その個別認証への適用結果を、現時点で確認できる範囲で、次のとおり整理した。

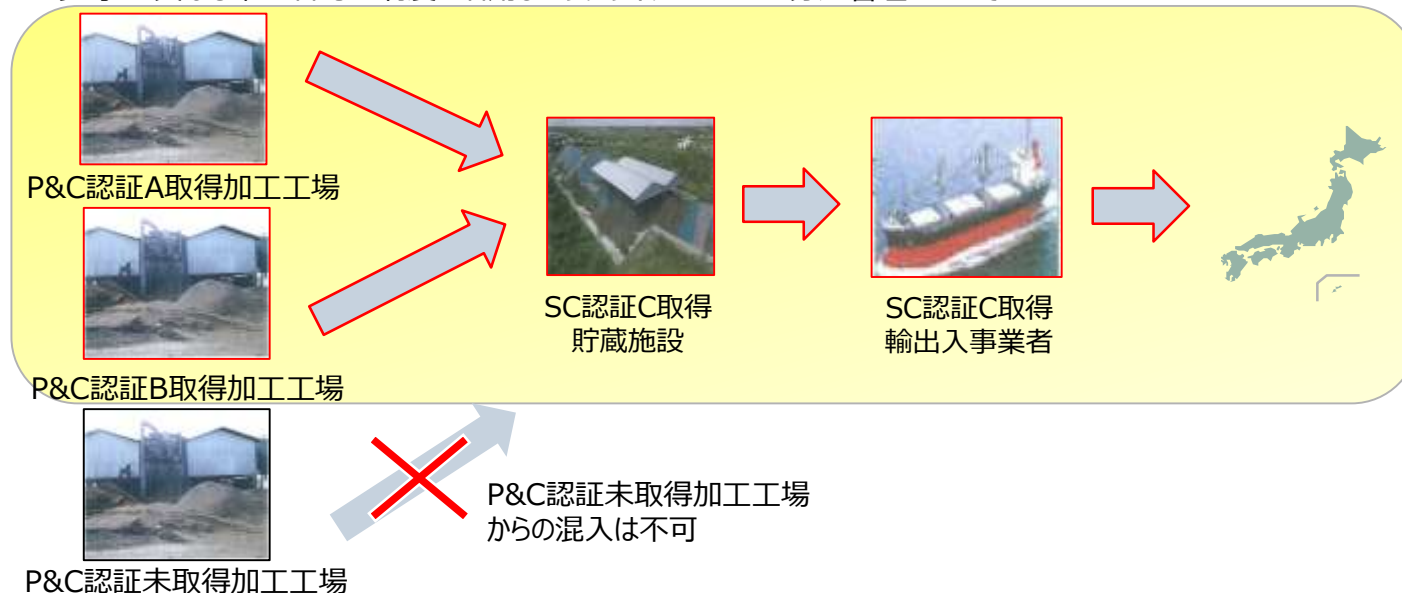
持続可能性の評価基準と個別認証への適用（案）

担保すべき事項		評価基準 (RSPO2013を元に作成)	適用の 必要性	○：基準を満たすもの －：基準を満たすことが確認できなかったもの						
				RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	○	○	○	○	－	○	○
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	○	○	○	○	○	○	○
	温室効果ガス排出削減	■ 温室効果ガス排出を削減するための計画が策定され、排出量を最小限度に留めるよう実施されるものとする。	栽培	○	○	○	－	○	○	○
			加工	○	○	○	－	○	○	○
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地使用権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○
			加工	○	○	○	－	○	○	－
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	○	○	○	－	－	○
			加工	○	○	○	－	－	－	－
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	○	○	○	○	－	○
			加工	○	○	○	－	○	－	－
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	○	○	○	－	－	○	
		加工	○	○	○	－	－	－	－	
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	○	○	○	－	○	－
			加工	○	○	○	－	－	○	－
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	○	○	－	○	○	－
			加工	○	○	○	－	○	○	－
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する燃料が認証製品であることをサプライチェーンを通じて担保すること。	全体	○	○	○	○	－	○	○	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	－	○	○	

FIT制度で認められる第三者認証の取扱いについて（案）

- これに基づき、現行認められているRSPOに加えて、**RSB(Roundtable on Sustainable Biomaterials)**を追加して認めるべきではないか。
- また、今後の対応として、
 - 今回の評価では**不採用であった第三者認証**について、**改正が行われる等により、再度評価することを求められた場合は**、本WGにおいて**再検討**すること、
 - **新たな第三者認証が整備**され、**評価を求められた場合は**、本WGにおいて**新たに検討**すること、が必要ではないか。
- 今後、**複数の第三者認証が認められ、併存**することとなる。こうした中で、サプライチェーン上の分別管理については、**異なる第三者認証制度でP&C認証を取得した燃料であっても、非認証燃料と混合することなく管理**されていれば、分別管理されているものとみなして良いのではないか。

<参考> 異なる第三者認証制度を活用したサプライチェーン上の分別管理について



(参考) 第三者認証における規定 (環境①)

【天然林の保全】

第4回WG (2019年8月22日) 資料1より一部修正

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定されたHCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標7.3.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年11月以降の土地転換は原生林や保護が求められている土地、HCV地域を害してはならない。2018年11月15日以降の土地転換はHCV地域及びHCS森林を害してはならない。(指標7.12.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年1月1日以降は、対象地において保全管理の一環として原料生産や加工が合法的に認められている場合を除き、侵入が許可されていない地域で事業を行ってはならない。当該エリアは国際・国・地域で法的に保護されている地域をはじめ以下のような土地を含む: 【中略】 原生林(天然再生林を含む)、天然もしくは人工の生物多様性の高い草地。(指標7.a.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性価値の高い土地(森林、法律や関連当局の決定により天然資源の保護が規定されている土地、希少種や絶滅危惧種及びそれらの生態系の保護区域、生物多様性の高い草地)でバイオマスを生産しない。(基準1.1) 2008年1月以降に土地利用転換された土地については、生物多様性価値の高い土地を保全するという目的を妨げない土地利用転換・使用のみが許される。(基準1.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 天然林及び泥炭地の利用に対する保護 1. 対象地が森林に該当する場合は、土地利用に係る文書が備えられている。 2. 県知事/市長からの立地許可文書が備えられている。(原則3における指標) 	<ul style="list-style-type: none"> パームは、原生林や天然資源・生態系サービス・社会もしくは文化的な価値の保護が指定された区域に植林してはならない。パームは、国家生物多様性政策及び/もしくは地域の生物多様性法を遵守して実施される場合を除き、生物多様性価値の高い土地に植林してはならない。(指標7.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年1月以降に以下に示す状態であった土地からは、現在その土地が同じ状況であるか否かに関わらず、原料を生産してはならない: ①原生林及びその他の森林、すなわち明らかでない人為活動や重大な生物学的かく乱が生じておらず原生樹種が生息している森林【以下略】(農業用、基準7.1)

注) HCV (High Conservation Value) 地域: 高い保護価値を有する地域、HCS (High Carbon Stock) 森林: 高い炭素ストック量を有する森林

※ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング仮訳作成

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)

RSPO2018: 「Principles and Criteria For the Production of Sustainable Palm Oil 2018」(2018年)

RSB: 「RSB Principles & Criteria」(2016年)

ISCC: 「Sustainability Requirement for the Production of Biomass」(2016年)

ISPO: 「Principles and Criteria of Indonesian Sustainable Palm Oil (ISPO) Applicable to Plantation Company in Performing Integrated, Renewable Energy Palm Culture」(2015年)

MSPO: 「Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Part 1: General principles」(2013年)

GGL: 「GGLS2 - Agricultural Source Criteria」(2017年), 「GGLS5 - Forest Management Criteria」(2017年)

【泥炭地の保全】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1) 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。(指標7.4.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年11月15日以降は、泥炭の深さに関わらず、泥炭地に新規植栽してはならない。(指標7.7.1) ■ 管理地内の泥炭土壌の区域は明示され文書化されてRSPO事務局に報告されなければならない(2018年11月15日以降)。(指標7.7.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2008年1月以降は、国際的または地域として保全価値が高いと特定された土地を転換してはならない。当該エリアは以下を含む: 【中略】 c) 炭素ストック量の高い土地(湿地、泥炭地) 【以下略】(7.a.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 炭素ストック量の大きい土地(湿地、森林)でバイオマスを生産しない。(基準1.3) ■ 2008年1月以降に泥炭地であった場所でバイオマスを生産しない。(基準1.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ プランテーション会社が泥炭地で栽培を行う場合は、環境機能の破壊を生じることのないよう、泥炭地の性状に留意して行わなければならない。 1. 泥炭地での栽培のための標準業務手順又は作業指示が備えられており、かつ法令を参照する 2. 栽培は、深さ3m未満の泥炭地で行わなければならない。また、泥炭層の下の鉋物層が珪砂や酸性硫酸塩土壌であってはならず、腐敗泥炭地において栽培が認められる。 3. 泥炭地からの炭素排出防止のため、地下水位を60-80cmの間に調整する。 4. 作物栽培の実行について文書化される。(指標2.2.1.4及びそのガイダンス) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 泥炭地への植林が提案される場合、泥炭地が悪影響を受けることなく保護されるための緩和計画が策定・実施されなければならない。(指標7.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原料の生産・収集が、それ以前に湛水状態であった土壌における水の枯渇を引き起こさないことが証明されない限り、2008年1月1日以降に泥炭地であった土地から原料を生産してはならない。(農業用、基準9.1)

(参考) 第三者認証における規定 (環境)

【GHG排出削減】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
GHG排出削減計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。(5.6) ■ 新たな農園開発は、GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。(7.8) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ GHGを含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。新たな農園開発は、GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。(7.10) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ バイオ燃料は、国・地域・現地の規則に定められた該当する全てのGHG排出削減要件を満たさなければならない。(3a) ■ バイオ燃料のライフサイクルGHG排出量については、土地利用変化を含むバウンダリ全体について計算しなければならない。またライフサイクルGHG排出量を減らす方法での、副産物・残渣・廃棄物の利用にインセンティブが与えられる。(3b) ■ バイオ燃料は、化石燃料利用を基準としてライフサイクルGHG排出量を平均50%削減しなければならない(新規導入の場合は60%)。(3c) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ■ GHG排出の緩和: 植林会社は、GHG排出源の目録を作成し緩和策を実施しなければならない。(4.10) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 汚染や排出の削減: 全ての汚染活動の評価が実施され汚染源が特定され、これらを削減するための行動計画が策定・実施されなければならない(5.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ GHG及びエネルギー収支の計算を実施しなければならない。(COC、10.1) ■ 全てのバイオマス供給事業者は、排出量を一定の基準値以下にしなければならない。(COC、10.2) ■ 計算に用いられた数字が正確かつ最新であることを証明できる根拠を示さなければならない。(COC、10.6)

注) HCV (High Conservation Value) 地域: 高い保護価値を有する地域、HCS (High Carbon Stock) 森林: 高い炭素ストック量を有する森林

※ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング仮訳作成

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)

RSPO2018: 「Principles and Criteria For the Production of Sustainable Palm Oil 2018」(2018年)

RSB: 「RSB Principles & Criteria」(2016年)

ISCC: 「Sustainability Requirement for the Production of Biomass」(2016年)

ISPO: 「Principles and Criteria of Indonesian Sustainable Palm Oil (ISPO) Applicable to Plantation Company in Performing Integrated, Renewable Energy Palm Culture」(2015年)

MSPO: 「Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Part 1: General principles」(2013年)

GGL: 「GGLS1 - COC Criteria」「GGLS2 - Agricultural Source Criteria」(2017年), 「GGLS5 - Forest Management Criteria」(2017年)

【生物多様性】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。(5.2) ■ 2005年11月以降、天然林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない。(7.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理区域内のHCV地域やHCS森林は特定、保護、強化される。(7.12) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業対象地内で、地域もしくは国際的に重要とされる保全価値は維持または強化されなければならない。(7a) ■ 生息地の分断を最小限にとどめるため、生態学的コリドーを保護、回復もしくは造成しなければならない。(7d) ■ 事業により直接的な影響を受ける生態系機能及び生態系サービスは維持または強化されなければならない。(7b) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性価値の高い土地(森林、天然資源の保護が規定されている土地、希少種・絶滅危機種及びそれらの生態系の保護区域、生物多様性の高い草地)でバイオマスを生産しない。(1.1)(再) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護地域:植林会社は関連法に従い保護地域の特定及び保全を行わなければならない。(4.8) ■ 生物多様性の保全:植林会社は事業地内の生物多様性を維持・保全しなければならない。(4.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 植林地域に関する情報が収集され、生物種や生息地の保護手段が講じられるべきである。(5.6) ■ 生態系サービス等の保護が指定された区域に植林してはならない。特定の場合を除き、生物多様性価値の高い土地に植林してはならない。(7.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2008年1月以降に以下に示す状態であった土地からは、原料を生産してはならない：【中略】 ■ ②希少・絶滅危機である種及び生態系と認識されている土地(農業用、7.1) ■ 絶滅危機の植物や動物の種を保護し、可能であればこれらの個体数を増やし生息地を強化するための対策が講じられる。(森林用、2.2) ■ HCV地域または同等の区域が特定され、保護され、可能な場合は強化される。(森林用、2.1) ■ 非木材林産物の開発は、森林の生物多様性の維持・保全のために、規制・監視・管理される(森林用、2.5) ■ 生態系への不要な悪影響を防ぐ。(森林用、3.4)

注) HCV(High Conservation Value) 地域: 高い保護価値を有する地域、HCS(High Carbon Stock) 森林: 高い炭素ストック量を有する森林

(参考) 第三者認証における規定 (社会)

【社会への影響 (事業者による土地所有権の確保)】

第4回WG (2019年8月22日) 資料1より一部修正

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
事業者による 土地所有権の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2) ■ 地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6) ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地所有権によって、他の土地所有者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。(2.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられない。(4.8) ■ 地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(4.7) ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地所有権によって、他の土地所有者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。(4.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公式・非公式含め、既存の土地所有権や土地所有権は評価・文書化・確立されなければならない。事業のための土地所有権はこれらのみ認められる。(12a) ■ 事業のための土地所有者・土地所有者による権利の保障・獲得、自主的な放棄等に関する全ての交渉や合意においてFPICが実施されなければならない。(12b) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産者は、土地が正当に使用され、伝統的な土地の権利が確保されていることを証明することができる。(5.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象地の許可: 植林会社は所管官庁から対象地の許可証を取得しなければならない。(1.1) ■ 土地の権利: 植林会社は土地の権利を「開発権」の形で保有しなければならない。(1.4) ■ 植林会社は意図した目的に従って土地の権利を行使しなければならない。(1.7) ■ 採掘許可地との重複: 植林会社は関連法に基づき採掘許可地との重複を解決する合意を確立しなければならない。(2.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ オイルパームの栽培においては、他の使用者の法的土地所有権を損ねてはならない。(3.2) ■ 土地の慣習的な権利は脅かされたり損なわれてはならない。(3.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林管理者は森林使用の法的権利を有する。(森林用、1.1)

注) FPIC (Free, Prior, Informed Consent : 事前の十分な説明に基づき関係者の同意を得ること

【労働の評価 (児童労働、強制労働の排除)】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 児童の雇用又は搾取を行わない。(6.7) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の雇用又は搾取を行わない。(6.4) 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭農園で子供の通学に影響せず、子供の健康を害する恐れのない場合を除いて、児童労働はあってはならない。(4c) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な活動に関する制限：最低年齢は、国や地域の全ての規則、ILO条約第138号(最低年齢条約)及び第182号(最悪の形態の児童労働の禁止)に準拠する。農家又は植林地では、未成年者は雇ってはならない。(4.15) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働者の活用と労働者に対する差別(民族、人種、性別、宗教)の禁止: 植林会社は関連法に基づき、未成年者を使用してはならず、また労働者を差別してはならない。(5.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用条件が平等原則を遵守し、労働者の賃金や条件が法律や産業の最低基準を満たしていることを担保するための人権に関する方策が実施されており、法定契約において下請契約、平等な労働時間及び残業手当、文書化された賃金規定が示され、さらに、住宅及び設備に関する労働者の最低基準に関する法律(Act 446、1990年)もしくは他の該当する関連規則が適用される。社会的便益が被雇用者、その家族及び現地住民にもたらされなければならない。組合への加盟及び自らの代表を選ぶ権利は否定されず、労働に際してのセクハラや暴力、未成年者の雇用がないことが担保される。(4.5) 	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスは、いかなる児童労働によっても生産されない。(森林用、11.3)
強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.12) 	<ul style="list-style-type: none"> 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 奴隷労働や懲役、強制労働はあってはならない。事業者は、ILO条約第29号(強制労働)に定義される強制労働、密売、人身売買その他の自主的でない労働に関わってはならない。(4b) 	<ul style="list-style-type: none"> 農家や植林地において強制労働があってはならない。(4.4) 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスは、いかなる強制労働によっても生産されない。(森林用、11.2)

(参考) 第三者認証における規定 (労働②)

第4回WG (2019年8月22日) 資料1より一部修正

【労働の評価 (業務上の健康安全確保の実施の担保)】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) ■ 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用主は労働条件が管理され安全で健康を害するリスクがないことを担保する。(6.7) ■ 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(7.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働者の労働安全衛生条件は、国際的に認められた基準に従わなければならない。(4f) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農家は、健康・安全・衛生に関する方針や手続きやリスク管理を示した文書を有する。(3.1.1) ■ 潜在的な危険は、安全な労働条件の規定等によって明確に特定される。(3.1.3) ■ 全ての労働者は、健康と安全に関する十分なトレーニングを受け、リスク評価に従って指示を受ける。(3.1.6) ■ 労働者の健康・安全及び良好な社会生活のための責任者を設ける。(4.8) ■ 危険または複雑な作業は、十分な能力を有することが示された証明書を有する者がこれを行う。(3.1.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職業的な健康と安全: 植林会社は職業的な健康と安全の基準を適用しなければならない。(5.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職業安全衛生法(1994年)及び工場・機械法(1967年)を遵守しなければならない。(4.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ リスクの特定、リスクを低減させる安全プログラム、研修及び各個人が用いる防護服により、森林労働者の健康と安全が保護されなければならない。(森林用、12.1)

(参考) RSBにおける労働の基準について

- ・ 第4回WGにおいて、例えばRSBの労働(健康・安全の確保)の基準において、基準全体として、国際条約の遵守規定などにより、各国の国内法より高い水準となっているものもあり得るとの御指摘があった。
- ・ こうした指摘を踏まえ、RSBの規定について確認をしたところ、RSBの規定においては、当該原則・基準に対する最低要件として、**「農業においては、ILO条約184(農業の安全と健康)に従う」**とされていることが確認された。

(参考) 第三者認証における規定 (労働③)

第4回WG (2019年8月22日) 資料1より一部修正

【労働の評価 (労働者の団結権・団体交渉権)】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者は、団結の自由、組織する権利、団体交渉権を享受する。(4a) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者は、労働条件の交渉のために労働組織をつくる権利と団体交渉権を有する。(4.6) 事業者と労働者のオープンなコミュニケーション: 事業者は、事業に影響する課題や労働者の健康・安全・幸福に関する事項をオープンに議論できる事業者と労働者の双方向のコミュニケーション会議を定期的に関催する。(4.10) 労働者の利益を代表する、自由かつ民主的に選出された少なくとも1人の労働者もしくは労働者委員会が、経営陣に存在する。(4.11) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者団体の設置: 植林会社は労働者の権利と要望を受け入れる窓口としての労働者団体の設置を認めなければならない。(5.4) 植林会社は被雇用者組合の設置を奨励、支援しなければならない。(5.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用条件が平等原則を遵守し、労働者の賃金や条件が法律や産業の最低基準を満たしていることを担保するための人権に関する方策が実施されており、法定契約において下請契約、平等な労働時間及び残業手当、文書化された賃金規定が示され、さらに、住宅及び設備に関する労働者の最低基準に関する法律(Act 446、1990年)もしくは他の該当する関連規則が適用される。社会的便益が被雇用者、その家族及び現地住民にもたらされなければならない。組合への加盟及び自らの代表を選ぶ権利は否定されず、労働に際してのセクハラや暴力、未成年者の雇用がないことが担保される。(4.5) 	<ul style="list-style-type: none"> 森林労働者にとって、団結の自由と団体交渉権が尊重される。(森林用、11.1)

(参考) 第三者認証における規定 (ガバナンス①)

第4回WG (2019年8月22日) 資料1より一部修正

【法の遵守】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。(2.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。(2.1) ■ 事業サービスと労働を提供する全ての契約者、FFB供給事業者は法的要件を遵守する。(2.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者は、事業に関わる全ての国の関連法・規制及び国際法・国際協定を遵守しなければならない。(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働者の雇用条件は法規制及び/もしくは個別に交渉する協定に従わなければならない。(4.18) ■ 全ての適用可能な地域・国の法律及び批准している国際条約を認識し、遵守する。(5.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 植林対象地: 植林事業者は植林地を州や県・市の地域空間計画に従って使用することを担保しなければならない。(1.6) ■ 環境許諾に対する義務: 植林会社は環境許諾に従って義務を履行しなければならない。(4.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域、国、及び批准された国際法及び規則を遵守しなければならない。(3.1) 	-

【情報公開】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> ■ オイルパーム生産者と搾油工場は、RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証取得事業者は、RSPO基準に関連する環境的、社会的及び法定期争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 知的財産に関する国内法や国際協定によって制限されない限り、事業における技術の使用に関する情報は完全に利用可能でなければならない。(11a) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関連法に基づく除外対象者以外の関係当局及び全ての関係者に対し、データ及び情報を提供する。(2.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係者の要請に応じた十分な情報が提供されなければならない、また、管理文書は商業的な機密性があるものや公開することで環境・社会面で負の結果を生じうるものを除き公開されなければならない。(2.1) 	-

(参考) 第三者認証における規定 (ガバナンス②)

【認証の更新、取消】

第4回WG (2019年8月22日) 資料1より一部修正

	RSPO	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
認証の更新に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証は5年間有効、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 更新頻度は、初回監査の際に実施するリスク評価結果に応じて決定。 ■ 上記の頻度で定期監査を受け、合格すれば認証は継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証は1年間有効、毎年監査を受けて更新が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証は5年間有効、期限前1年以内に延長申請が必要。 ■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証は5年間有効、期限前6カ月以内に更新審査を受け合格すれば継続。 ■ 初回審査もしくは前回監査から9カ月後以降12カ月以内に年次監査を受ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証は5年間有効。毎年の年次監査を受ける必要がある。
認証取消等に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 審査/年次監査において原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査において、原則・基準との不適合は「Major」と「Minor」に分けて評価される。 ■ 「Minor」な不適合は12カ月以内に解決が必要。 ■ 「Major」な不適合は90日以内に解決しないと認証が付与されない、もしくは認証取消となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査において、原則・基準との不適合は「Critical」「Major」と「Minor」に分けて評価される。 ■ 「Critical」な不適合は直ちに認証取消、意図的など悪質な場合は最大60カ月間再審査を受けられなくなる。「Major」な不適合はその内容に応じて6カ月～12カ月の認証一時停止となり、その間に解決が求められる。「Minor」な不適合は警告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 審査において、原則・基準との不適合がある場合には6カ月以内に解決されないと認証が付与されない。 ■ 年次監査で原則・基準との不適合が明らかになった場合、3カ月間の認証停止となる。3カ月以内に不適合が解決しない場合は認証取消となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初回審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major」と「Minor」に分けて評価される。 ■ 「Major」な不適合は初回審査/年次監査から60日以内に解決しないと認証が付与されない、もしくは一時停止。5つ以上の「Major」な不適合がある場合は即座に認証停止。「Minor」な不適合は9カ月以内に解決しないと「Major」に位置づけが変更される。 ■ 認証停止になった事業者は再申請が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査において、原則・基準との不適合は「Major」と「Minor」に分けて評価される。 ■ 「Major」な不適合は監査から3カ月以内に解決しないと認証一時停止。4つ以上の「Major」な不適合がある場合は即座に認証停止。「Minor」な不適合は1年以内に解決しないと「Major」に位置づけが変更される。一時停止から半年以内に不適合が解決しない場合は認証取消となる。

<各認証制度文書の出所>

- RSPO : 「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」 (2017年)
- RSB : 「RSB Procedure for Certification Bodies and Auditors Version 3.5」 (2018年) , 「RSB Standard for Operators Taking Part in RSB Certification Systems (Participating Operators) Version 3.1」 (2016年) 「RSB Standard for Risk Management Version 3.1」 (2016年)
- ISCC : 「ISCC 102 GOVERNANCE Version 3.0」 (2016年), 「ISCC 201 SYSTEM BASICS Version 3.0」 (2016年)
- ISPO : 「Regulation of the minister of agriculture of the republic of Indonesia」 (2015年)
- MSPO : 「Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) certification scheme」 (2013年)
- GGL : 「Green Gold Label Certification Regulation」 (2019年) ,GGLウェブサイト (<http://www.greengoldcertified.org/>)

※ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング仮訳作成

(参考) 第三者認証における規定 (認証審査の第三者性) (再掲)

	RSPO	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
認証機関の認定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関 (Certification Body) は認定機関 (Accreditation Body) により認定される。 ■ 認定機関はASI (Assurance Services International)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関は認定機関により認定される。 ■ 認定機関はASI。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関は、所管の国家的機関によって承認されるか、ISO/IEC 17065 (製品認証機関の認定) に基づき認定された機関である。 ■ ISO IEC 17065 に基づく認定は、IAF (国際認定フォーラム) メンバーか、認定のための欧州協力機構 (European co-operation for Accreditation) と二者協定を結んだ認定機関により行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関は、品質管理システム及び環境管理システムのための国家認定委員会 (KAN) に認定され、ISPO委員会 (ISPO Commission) の承認を受けた独立機関である。 <p>(注) KANはIAFメンバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関はStandards Malaysiaにより認定される。Standards Malaysiaの認定システムはMS ISO/IEC 17021等の信頼できる国際基準に準拠しており、提供される認定サービスが公平で差別的でなく信頼できるものであることを保証している。 <p>(注) Standards MalaysiaはIAFメンバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関は、ISO17065に基づき認定機関により認定される。認定機関は、European Accreditation (EA) の他者間協定のメンバー、もしくはIAFメンバーである。
認証付与の最終意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) を行い監査報告書を作成し独立した審査官 (peer reviewer) に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が評価 (evaluate) を行い、評価報告書を、評価プロセスに関わっていなかった他の監査官に送る。評価報告書を受けた監査官は審査 (review) を行い、審査報告書と評価報告書を併せて認証決定機関 (Certification Decision Entity) に提出する。認証決定機関が認証を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) を行い、その結論に基づき認証を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ISPO委員会の事務局が認証機関による監査 (audit) の結果報告書の検証を実施する。その後、監査報告書はISPO評価チーム (ISPO Assessment Team) に送られ、同チームが報告書を評価 (assess) する。ISPO評価チームがISPO委員会に対し、認証付与の進言を行い、ISPO委員会が認証付与を承認する。その結果をもって、認証機関がISPO認証を発行する。証書には認証機関の長が署名し、ISPO委員会の長がこれを承認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) 報告書をMPOBに提出し、MPOBがこれを審査 (review) する。審査を踏まえて認証機関が最終報告書を作成し、認証機関の認証パネル (certification panel) に提出し、認証付与の判断を仰ぐ。認証機関がMPOBに認証付与を許可した旨を通知する。認証機関が認証を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査 (audit) を実施後、監査プロセスに関わっていなかった認証機関メンバーが技術審査 (review) を行う。その後、監査を行ったメンバーが認証付与の決定を下す。

(出所)

RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト (<https://rspo.org/certification/bodies>)

RSB「RSB requirements for accreditation bodies」(2018年)

RSB「RSB Procedure for Certification Bodies and Auditors」(2018年)

RSBウェブサイト (<https://rsb.org/certification/auditors-and-assurance/>)

ISCC「ISCC 201 System Basics」(2016年)

ISCC「ISCC 251-02 General Terms of Certification」(2014年)

ISPO「Regulation of the Minister of Agriculture of the Republic of Indonesia, 11/Permentan/OT.140/3/2015 Annex I: Sustainable Palm Oil Certification System」(2015年)

MPOB「MSPO Certification Scheme」(2013年)

GGL「Green Gold Label Certification Regulation」(2019年)

- サプライチェーンの分別管理について、それぞれの認証スキームにおいて確認している分別管理は、以下のとおり。

担保すべき事項	評価基準 (案)	適用の 必要性	利用可能な分別管理の種類						
			RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する燃料が認証製品であることをサプライチェーンを通じて担保できる	全体	<u>IP</u> <u>SG</u> MB B&C	<u>IP</u> <u>SG</u> MB B&C	<u>IP</u> <u>SG</u> MB	<u>IP</u> <u>SG</u> MB	農園・搾油工場 に対する認証 であり、 <u>搾油工 場以降は、認 証の対象外。</u>	<u>SG</u> MB	<u>SG</u> Cont.

(注) サプライチェーン分別管理の種類

IP: アイデンティティ・プリザーブド

SG: セグリゲーション

MB: マスバランス

B&C: ブック&クレーム (認証油のクレジットが生産者と最終製品製造者・販売者との間で取引される。実際に流通する製品は非認証油の可能性はあるが、クレジットを購入することで認証製品を扱うとみなす。)

Cont.: 管理製品 (特定の要件を満たした非認証製品が混合していてもその割合が一定基準以下であれば認証製品に準じるとみなす。)